

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年5月9日

福島県知事  
内堀 雅雄 殿



提出者

住 所 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー  
氏 名 DDPスペシャルティ・プロダクツ・ジャパン株式会社  
代表取締役 大羽 隆元  
電話番号 03-5521-8500

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	DDPスペシャルティ・プロダクツ・ジャパン株式会社 相馬工場
事業場の所在地	福島県相馬市光陽1-2-3
事業の種類	化学工業・イオン交換樹脂製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和3年～令和7年

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	4510 t	全処理委託量	750 t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	110 t	優良認定処理業者への 処理委託量	350 t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への 処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	3650 t	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

(第2面) : 別紙参照

(特別管理産業廃棄物の種類 )

項目	実績値	自ら中間処理した後 の残さ量	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量
①排出量		⑥	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
②+⑧自ら再生利用を行った量							
③自ら熱回収を行った量							
⑤自ら中間処理により減量した量							
⑦自ら埋立処分を行った量							
⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量							
⑩全処理委託量							
⑪優良認定処理業者への 処理委託量							
⑫再生利用業者への処理 委託量							
⑬熱回収認定業者への処 理委託量							
⑭熱回収を行う業者への処 理委託量							

  

項目	実績値	自ら直接 再生利用した量	自ら中間処理した後 再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら直接埋立処分した量
①排出量		②	⑧	③	④
②自ら直接埋立処分した量					
③自ら直接埋立処分した量					
④自ら直接埋立処分した量					
⑤自ら直接埋立処分した量					
⑥自ら直接埋立処分した量					
⑦自ら直接埋立処分した量					
⑧自ら直接埋立処分した量					
⑨自ら直接埋立処分した量					
⑩自ら直接埋立処分した量					
⑪自ら直接埋立処分した量					
⑫自ら直接埋立処分した量					
⑬自ら直接埋立処分した量					
⑭自ら直接埋立処分した量					

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

計画の実施状況  
(特別管理産業廃棄物の種類:汚泥 )

)

①排出量	実績値	
	8,073	0
②+③自ら再生利用を行った量		0
④のうち熱回収を行った量	8,073	515
⑤自ら熱利用を行った量	0	0
⑥自ら中間処理により減量した量	0	0
⑦自ら中間処理により減量した量	7,558	7,558
⑧自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	0
⑨全処理委託量	515	515
⑩優良認定処理業者への処理委託量	515	515
⑪再生利用業者への処理委託量	0	0
⑫熱回収認定業者への処理委託量	0	0
⑬熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0
⑭自ら中間処理した後再生利用した量	0	0
⑮自ら直接再生利用した量	0	0
⑯自ら直接処理立処分又は海洋投入処分した量	0	0
⑰自ら中間処理した後自ら理立処分又は海洋投入処分した量	0	0
⑱自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の残さ量	0	0
⑲のうち熱回収認定業者への処理委託量	0	0
⑳のうち熱回収を行つ業者への処理委託量	0	0
㉑のうち優良認定処理業者への処理委託量	0	0
㉒再生利用業者への処理委託量	515	515

(第2面)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:廢油 )

有償物量
------

不要物等発生量

自ら直接 再生利用した量
② 155

排出量
① 175

項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後の減量した量	直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量	⑪のうち優良認定 業者への処理委託量
①排出量		④ 0	⑥ 0	④のうち熱回収を行った量	⑤ 0	⑩ 20	⑫のうち再生利用業者への処理委託量	⑬のうち熱回収を行った量
②+⑧自ら再生利用を行った量	175			⑤ 0	⑥ 0		⑭のうち熱回収を行った量	⑮のうち熱回収を行った量
⑤自ら熱利用を行った量	0						⑯のうち熱回収を行った量	⑰のうち熱回収を行った量
⑦自ら中間処理により減量した量	0						⑰のうち熱回収を行った量	⑱のうち熱回収を行った量
③+⑨自ら理立処分又は海洋投 入処分を行った量	0						⑱のうち熱回収を行った量	⑲のうち熱回収を行った量
⑩全処理委託量	20						⑲のうち熱回収を行った量	⑳のうち熱回収を行った量
⑪優良認定業者への処理委 託量	0						⑳のうち熱回収を行った量	㉑のうち熱回収を行った量
⑫再生利用業者への処理委託 量	20						㉑のうち熱回収を行った量	㉒のうち熱回収を行った量
⑬熱回収認定業者への処理委 託量	0						㉒のうち熱回収を行った量	㉓のうち熱回収を行った量
⑭熱回収認定業者以外の熱回 収を行った業者への処理委託量	0						㉓のうち熱回収を行った量	㉔のうち熱回収を行った量

(第2面)

自ら中間処理した後 再生利用した量
⑧ 0

⑩のうち再生利用 業者への処理委託量
⑫ 20

自ら中間処理した後 自ら理立処分又は 海洋投入処分した量
⑨ 0

⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量
⑯ 0

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値：汚泥

項目	目標値	項目	目標値
排出量	10000 t	全処理委託量	800 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	800 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	9200 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行いう特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
※事務処理欄			

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値：廃油

項目	目標値	項目	目標値
排出量	100 t	全処理委託量	50 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	80 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行いう特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
※事務処理欄			

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値：廃硫酸

項目	目標値	項目	目標値
排出量	0 t	全処理委託量	0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行いう特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
※事務処理欄			

## 業廃棄物処理計画における目標値

別紙：特別管理産